

第六次国有林野施業実施計画書
第一次変更計画

(尾張西三河森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 令和 6 年 3 月

林野庁中部森林管理局

目 次

Ⅰ 変更事由	1
・特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積について	
Ⅰ 変更事項	1
3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積	

尾張西三河森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第一次変更について

国有林野管理経営規程第 14 条第 2 項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和 6 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

- ・特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積について

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき、以下の理由により変更する。

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）の一部改正により、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（令和 5 年 12 月策定）に定める特に効率的な施業を推進する森林について記述することとなったため。

II 変更事項

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積 （単位：ha）

所在地（林小班）	面積
1212ち1・ぬ1、1213と・れ1、1277は	11

（注） 1 林地以外の土地の面積を含まない。